

# 東京薬業企業年金基金に 加入しませんか

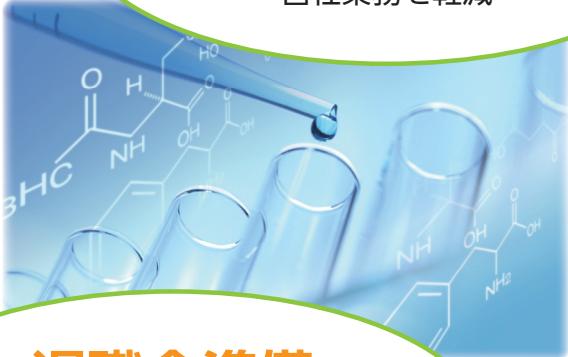
人生100年時代、ゆとりある老後生活を過ごすために必要な資金は、公的年金だけでは賄いきれません。

安定した老後の生活設計を立てるうえで、また、事業主、従業員の皆さまの福利厚生の充実のため、この機会にご検討されてはいかがでしょうか。



## 運営コスト軽減

退職給付事務を基金に委託し、  
自社業務を軽減



## 退職金準備

退職金負担を平準化  
計画的に従業員の退職給付を準備



## 人材の確保

年金制度の充実によって、  
優秀な人材を確保



## 税制優遇措置

大きな税制メリット  
掛け金は全額損金算入が可能



# 東京薬業企業年金基金とは

**約90,000人  
が加入**

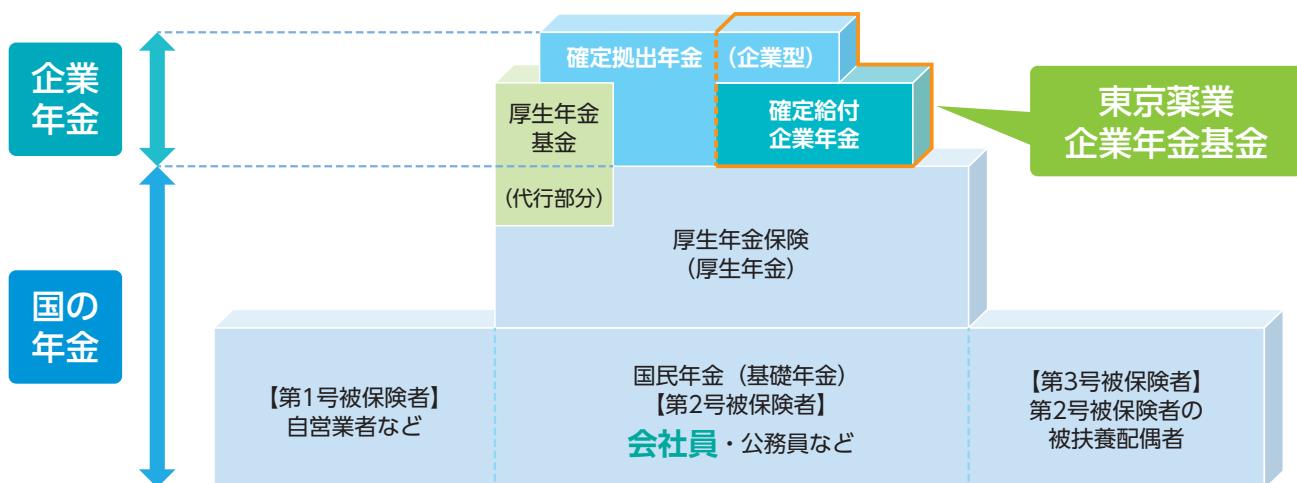
東京薬業企業年金基金は、昭和44年4月1日に設立された東京薬業厚生年金基金の上乗せ部分を引き継ぐ総合型の確定給付企業年金制度として、平成30年4月1日に厚生労働大臣の認可を受け設立されました。

**約650の  
事業所が加入**

主に東京都内に所在する約650の医薬品(医薬部外品を含む)、化学薬品、医療器具機械、介護機器・用品および衛生材料の製造・販売及び小売業を営む企業に勤務する従業員の皆さまの企業年金制度です。



## 日本の年金制度の概要

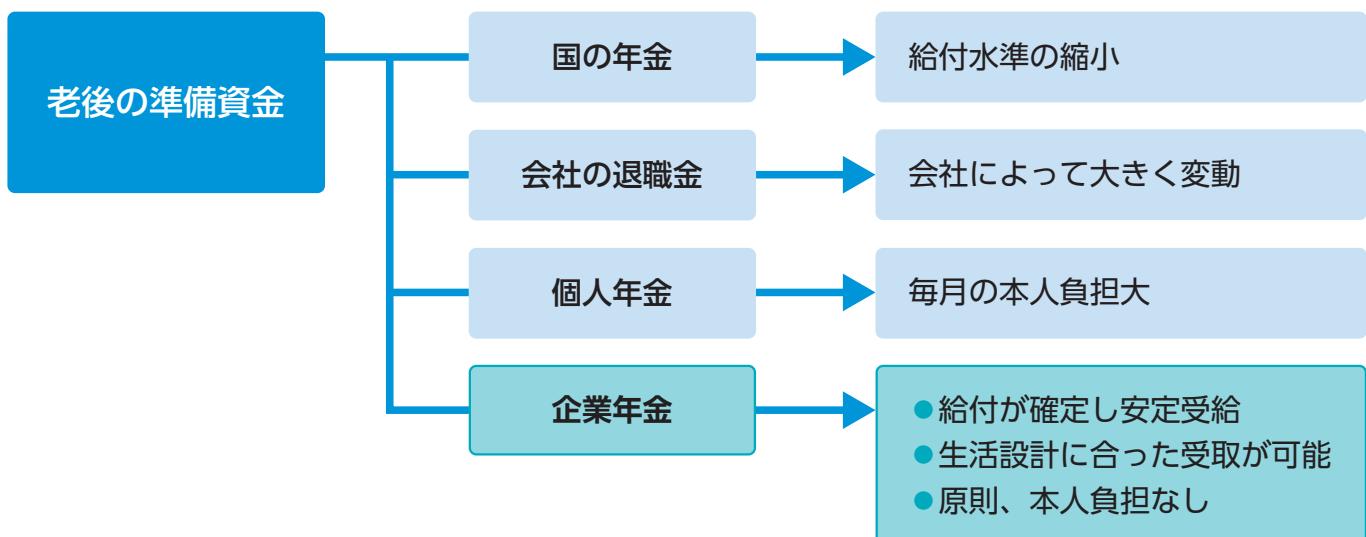


- 公的年金制度は、国が運営する年金制度であり、1階部分が全国民共通の「国民年金（基礎年金）」、2階部分が会社員や公務員などが加入する「厚生年金保険」の2階建てとなっています。
- 企業年金制度は、3階部分として国から支払われる年金に加え、独自の上乗せ年金を支払うことによって、企業で働く皆さまの退職後の生活水準を高めることができる制度です。

# 企業年金制度の位置づけ

## 老後の準備資金の選択肢

- 安定した老後の生活を支えるためには、相応の準備資金が必要です。
- 公的年金の給付水準が縮小していく中、それを補完するための私的年金として、企業年金制度の果たす役割はますます重要になっています。
- 企業年金制度は、老後の準備資金を増やす大きな柱となります。



## 企業年金を自社の退職金制度へ活用するメリット

- 企業年金を自社退職金制度の内枠方式として活用した場合、将来発生する退職金を外部の企業年金に計画的に拠出して積み立てるため、資金や費用面において拠出を平準化することができ、経営の安定化が図れます。
- 総合型DBは、**自社の退職給付債務として認識する必要がありません。**  
(企業会計上はオフバランスとなります。)※自社の会計処理については、ご担当の会計士様等にご確認ください。
- 会社独自に退職金を積み立てる場合には法人税の課税対象となります。但し、**基金に拠出した掛金は、すべて費用として認識（損金扱い）できます。**

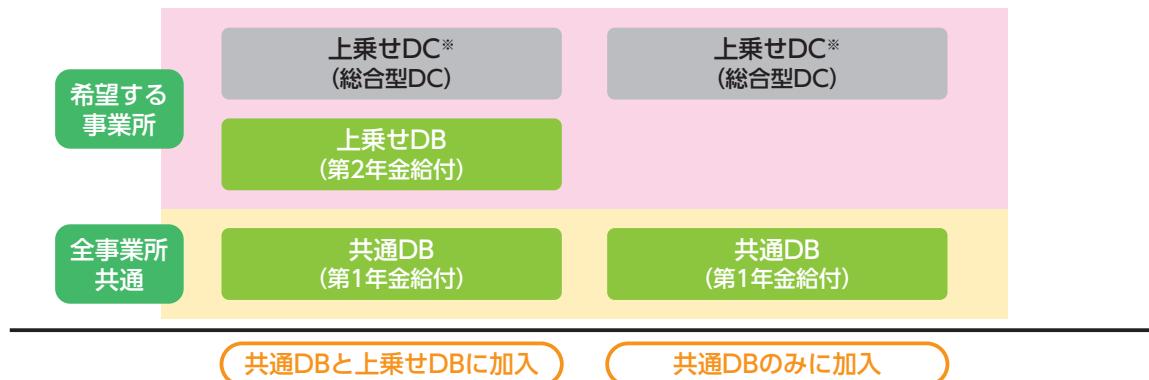
## 税制上の優遇措置

|     |   |
|-----|---|
| 拠出時 | 掛金は、全額損金（必要経費）として算入できます。（非課税）   |
| 給付時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>年金でのお受け取りの場合、雑所得となり公的年金等控除の対象となります。</li> <li>一時金でのお受け取りの場合、退職所得となり退職所得控除の対象となります。</li> </ul> |

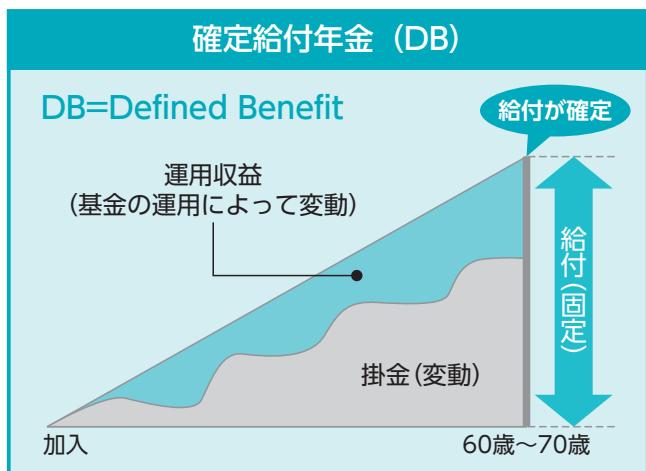
# 東京薬業企業年金基金の制度設計

## 当基金の制度設計の概要

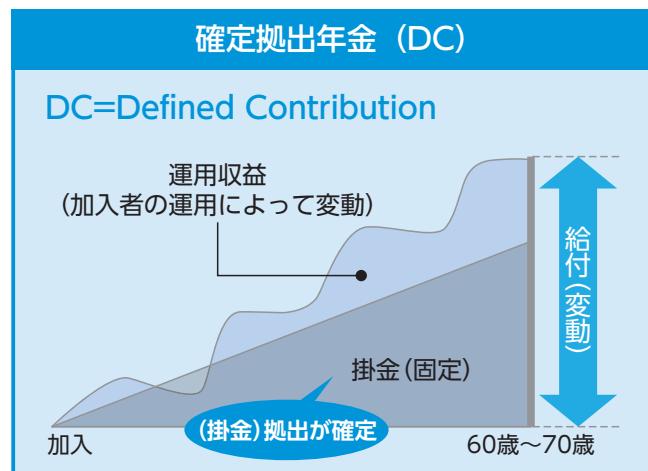
- 当基金の制度設計は、すべての事業所がご加入いただく「共通DB（第1年金給付）」と、事業所のご要望に応じて選択していただけ、「上乗せDB（第2年金給付）」や「上乗せDC\*（総合型DC）」があります。  
※ただし、自社すでにDCを実施している事業所は上乗せDCの選択はできません。
- 上乗せ制度への加入は、事業所様の任意選択となりますので、事業所様のニーズに沿った組み合わせが可能な制度設計となっています。



## 確定給付年金(DB)と確定拠出年金(DC)の特徴



➤ 確定給付年金 (DB) は、掛金に変動はありますが、受け取れる給付が確定している年金です。運用機関の選定などは、基金側で行います。



➤ 確定拠出年金 (DC) は、毎月の掛金拠出額は固定、給付は運用結果次第となる年金です。運用先商品の選定などは各個人で行う必要があります。

|         | 確定給付年金         | 確定拠出年金         |
|---------|----------------|----------------|
| 掛金率 (額) | 変動             | 固定             |
| 給付額     | 固定 (規約に定めた給付額) | 変動 (本人の運用結果次第) |
| 運用主体    | 基金が運用          | 加入者 (本人) が運用   |
| 一時金給付   | 退職時に受給が可能      | 原則60歳から受給が可能   |

# 掛金と給付のしくみ

## 掛金率と掛金額

- 基金の掛金は、全額事業主負担です。
- 基金の掛金負担については、「共通DB+上乗せDB」と「共通DBのみ」のいずれかを事業所ごとに選択していただけます。掛金率・掛金額はそれぞれ下表のとおりです。

### ■ 掛金率と掛金額（月額）

令和5年4月1日適用

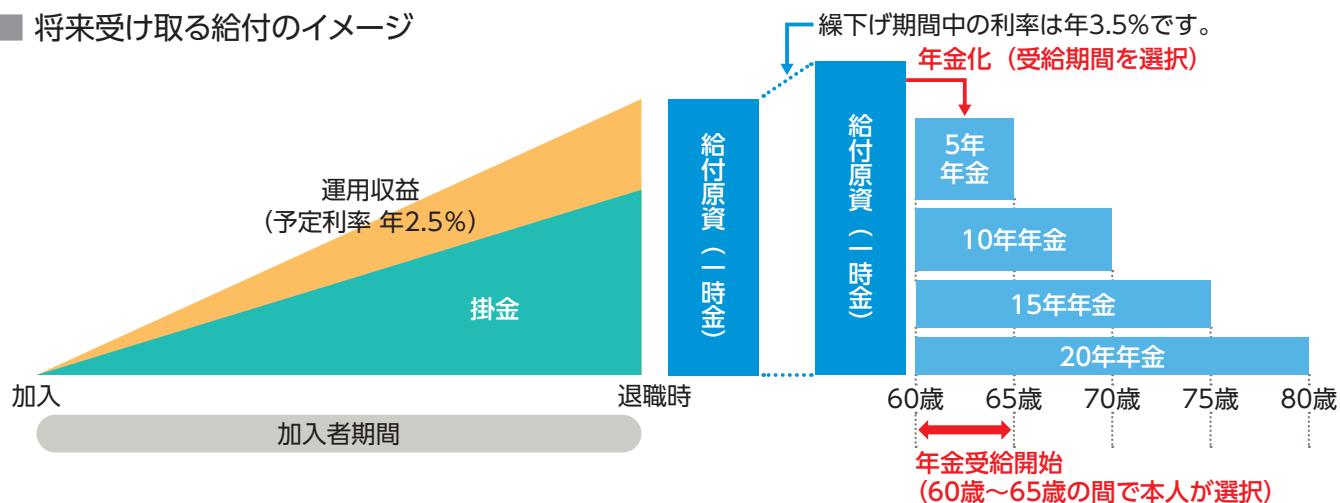
|                           | 第1標準<br>掛金率 | 第2標準<br>掛金率 | 特別<br>掛金率 | 事務費<br>掛金率 | 掛金月額合計               |
|---------------------------|-------------|-------------|-----------|------------|----------------------|
| 第1年金給付<br>(全事業所共通)        | 0.9%        | —           | 0.3%      | 0.14%      | 加入者の<br>標準給与月額×1.34% |
| 第1、第2年金給付<br>(上乗せDB実施事業所) | 0.9%        | 0.4%        | 0.3%      | 0.14%      | 加入者の<br>標準給与月額×1.74% |

(注) 標準給与月額は厚生年金保険の標準報酬月額と同じものです。

(注) 特別掛金は、給付積立金に充当するため期間を定めてお支払いいただく掛金です。新規加入事業所の場合、最長5年間、特別掛金のお支払いは不要です。

## 給付（年金・一時金）

### ■ 将来受け取る給付のイメージ



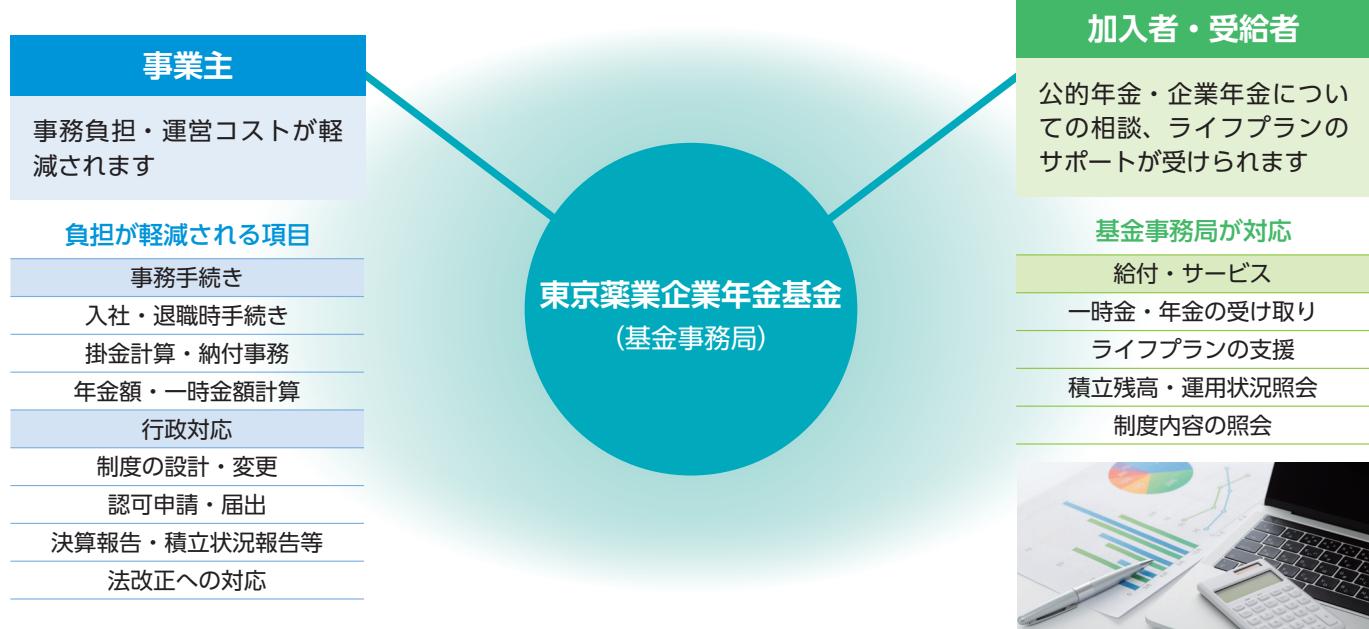
### ■ モデル給付額

【前提】加入者期間40年、平均標準給与月額が36万円の場合の一時金額と年金額（受給期間20年を選択）です。

|        | 第1年金給付<br>(全加入者対象)   | 第1、第2年金給付<br>(上乗せDB加入者対象) |
|--------|----------------------|---------------------------|
| 一時金額   | 約250万円               | 約360万円                    |
| 年金額    | 約172,200円            | 約248,700円                 |
| 年金受給期間 | 5年、10年、15年、20年から選択可能 |                           |
| 支給開始年齢 | 60歳から65歳の間で選択可能      |                           |

# 従業員の退職給付をトータルサポート

東京薬業企業年金基金では、基金事務局が万全の体制で従業員の退職給付をサポートいたします。



## お問い合わせは基金事務局まで

### Q 1 基金加入による税制上のメリットとはどのようなものですか？

A 1

- 企業年金制度の普及促進のため、企業年金には税制上の優遇措置が設けられています。
- 事業主の掛金は、全額損金（必要経費）に計上できます。
- 年金でお受け取りの場合、雑所得となり公的年金等控除の対象となります。
- 一時金でお受け取りの場合、退職所得となり退職所得控除の対象となります。

Q 2

### 運営コストの軽減とはどのようなものですか？

A 2

- 基金運営の管理事務は基金事務局が行います。自社で企業年金を運営するよりも大幅に事務負担が軽減されます。
- 各種データ管理・給付事務のほか、代議員会の開催、業務概況・運用状況の報告、制度周知などはすべて基金事務局が行います。
- 従業員や退職者からの企業年金・公的年金に関する問い合わせ、ご相談については基金事務局で対応いたします。受給手続きについても、基金事務局からご本人に直接ご案内いたします。

Q 3

### 基金加入により会社で必要となる事務はどのようなものですか？

A 3

- 基金の掛金額や給付額は厚生年金保険の標準報酬月額をもとに計算しています。
- 事業所から基金へ提出していただく届は、厚生年金保険に準じた資格取得届、喪失届、標準給与月額変更届等であり、事務負担が大きく増えることはありません。

## ご加入・お問い合わせはこちらまで

**東京薬業企業年金基金**  
**業務グループ適用担当 TEL 03-3667-5814**  
 kanyu@toyaku-kikin.or.jp  
 〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町9-10 稲村ビル5階



<https://www.toyaku-kikin.or.jp/>